

浦添市美術館 撮影規程

(平成29年5月21日 文化部長決裁)

令和5年3月31日最終校正

(目的)

第1条 この規程は、浦添市美術館（以下「美術館」という。）の館内公共区域における建築物の撮影について、有効かつ適正に運用されることを目的に必要な事項を定めるものとする。

(撮影可能場所)

第2条 個人利用目的の写真撮影が可能な場所は次の各号とする。それ以外の場所では原則禁止とし、教育長または展覧会主催者の許可を得たうえで撮影するものとする。

- (1) エントランスホール
- (2) 常設展示室側廊下
- (3) 常設展示室内
- (4) 図書室・ミュージアムショップ・実習教室・喫茶室

(申請)

第3条 第2条に定めた場所以外で写真を撮影しようとする者や個人利用以外の目的で撮影しようとする者（以下「申請者」という。）は、教育長に撮影許可の申請をしなければならない。撮影する物が建築物や展示風景などの場合は、「美術館施設等撮影申請書」（以下「施設申請書」という。）に必要事項を記入し、教育長へ提出すること。

2 申請者の希望する撮影対象が教育委員会主催以外の展示の場合、主催者の許諾を必要とし、教育長への申請書は不要とする。

(撮影の許可等)

第4条 教育長は、提出された申請書を審査し、その用途が適正と認められたときには、「美術館施設等撮影許可書」（以下「許可書」という。）を発行するものとする。

第5条 撮影した写真の利用は、許可書に記載された利用目的に限定し、次の各号の一に掲げる事項が認められる場合には、利用を許可しない。

- (1) 写真の利用が公序良俗に反する場合。
- (2) 美術館の事業運営に支障があると認められる場合。
- (3) 過去に許可条件に違反する事実があると認められた場合。
- (4) その他、許可することが適当でない場合。

第6条 写真撮影が許可された後において、次の各号の一に掲げる事項が認められた場合、教育長は、利用の許可を取り消し、利用を差し止めることができる。その際、利用により美術館に損害が生じた場合には、申請者は損害を賠償しなければならない。

- (1) 利用目的の範囲を超えた利用が認められた場合。
- (2) 利用規定に違反する事実が認められた場合。
- (3) 利用により製作されたものが、登録商標化等により独占され、教育長の所有権を侵害する恐れがあると認められた場合。

(撮影の条件と制約)

第7条 個人利用目的で撮影する条件は次の各号の通りとし、教育長は撮影可能場所と撮影条件を館内掲示やホームページなどで掲示するものとする。

- (1) 「撮影不可」もしくはそれを意味する絵文字が表示されている作品等は、撮影することはできない。
- (2) 作品保存のため、フラッシュを使用することはできない。
- (3) 撮影に際し一脚、三脚、自撮り棒を使用することはできない。
- (4) 他の観覧者の迷惑となるような行為（ケースの前に長時間留まる、他者の観覧の妨げとなるなど）を禁止する。
- (5) 撮影時に他者への事故、器物の破損などを起こした場合は補償をすること。
- (6) 撮影を個人利用、個人的なブログ等へのネット掲示目的に限り、印刷・配布などを行なう場合は申請を必要とする。

第8条 申請者が個人利用目的外で撮影する条件は次の各号の通りとし、教育長は申請者に対し申請前に条件を明示するものとする。

- (1) 印刷物等資料を製作する際、撮影場所の場合は「浦添市美術館」を明記すること。
- (2) 成果品を一部提出すること。
- (3) 撮影に際しての作品の取り扱いは美術館の指示に従うこと。
- (4) 撮影に際し破損、紛失等があった場合は、その損害を賠償すること。

(指定管理者による業務実施)

第9条 指定管理者が撮影に係る業務を実施する場合にあっては、第2条、第3条第1項、第3条第2項、第4条、第6条、第7条、第8条中「教育長」とあるのは「指定管理者」とする。また第3条第2項中「教育委員会」とあるのは「教育委員会又は指定管理者」とする。

附 則

この規程は平成29年5月25日から施行する。

附 則

この規程は令和5年4月1日から施行する。